

議案第 72 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分
の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 22 年 4 月 14 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 5 第 2 項中「及び公的年金等（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等をいう。以下同じ。）に係る所得」及び「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等（所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等をいう。以下同じ。）の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において法第 321 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢 65 歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 平成22年度分の個人の市民税について新条例第25条の5第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、市民税等について一部改正が行われたが、そのうち65歳未満の者の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収方法の変更については、同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市市税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたため